

第26回 女子剣道審判法講習会

全日本剣道連盟

1. 趣 旨

正しい剣道の普及・発展を考え、各都道府県剣道連盟の中核的指導者の立場となる女性を対象として、より高い剣道の試合・審判技術を備えた女性審判員の養成を図るものとする。

2. 期 日

令和3年12月4日(土)～5日(日) 2日間

4日(土) 13時集合 13時30分開講式

5日(日) 9時開始 15時30分開講式

3. 会 場

兵庫県立武道館 (交通 別紙案内図参照)

〒670-0971 兵庫県姫路市西延末 504 番地 電話 079-292-8210

4. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

5. 主 管

公益財団法人 兵庫県剣道連盟

6. 受講資格および人員

(1) 各都道府県剣道連盟の登録会員で、原則として剣道六段以上の女子とする。

(六段以上の適格者がいないときは五段を認めることがある。)

(2) 受講人員は約90名とし、これを超えた場合は全日本剣道連盟で調整を行い、各都道府県剣道連盟へ通知する。

6. 講習課目

審 判 法 下記内容を中心として実施される。

(1) 剣道試合・審判規則、細則ならびに試合運営要領の運用と解釈の説明。

(2) 同規則による審判実技を通して有効打突の判定・正しいつば競り合いの見極めと宣告ならびに旗の表示要領の実習。

6. 役員・講師

別紙記載名簿のとおり。

7. 日 程

別紙記載日程表のとおり。

8. 受講者の申込み

令和3年11月4日(木)までに、別紙に定める申込み様式により、加盟団体を通じて東京都剣道連盟に申し込むこと。

〒105-0004 港区新橋4-24-2

東京都剣道連盟

TEL 03-5405-2166 FAX 03-5405-3680

9. 費用の負担

講習参加費は無料。講習会実施の費用は全日本剣道連盟が負担する。

参加者の往復運賃ならびに宿泊希望者の宿泊費等については、個人負担を原則とする。

10. 参加上の留意事項

(1) 携行品…剣道具用具一式、剣道試合・審判規則、道試合・審判・運営要領の手引き、

審判旗、筆記用具

(2) 剣道具の垂中央に黒または紺色に白で都道府県名(横書き)姓(縦書き)を明記した布製の名札を必ず着けること。

(3) 講習参加に当たっては、剣道試合・審判規則、剣道試合・審判・運営要領の手引きを熟読のうえ出席すること。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意して本研修会に参加すること。また、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については特に留意すること。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院は含まない)は主催者が負担する。

なお、主催者は参加者の事故に対し(研修会会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

新型コロナウイルス感染症拡大予防の為、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること。(全日本剣道連盟ホームページ参照)

12. 個人情報等への取り扱い

※以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本講習会運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。

更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

全日本剣道連盟は、研究材料としてビデオ撮影することがある。

12. 注意事項

- (1) 本講習会では、関係者および参加者のみとし、見学者は一切お断りします。
- (2) 本講習会では、入場時体温測定を実施し 37.5 度以上ある者は入場できません。
- (3) 参加者は、必ずマスクを着用してください。(稽古時は面マスクおよびシールドを着用)
- (4) 参加者は、入場時「確認票」を提出してください。
- (5) 講習会前後の飲食の注意(自宅、会場間は、直行・直帰のこと)
※講習会の前後日および往復途上における会食は控えること。

13. その他

- (1) 本講習会を完全に受講した者には、修了証を授与する。
- (2) 当日申込は行いませんので、ご注意ください。
- (3) 申込み後、欠席者に対する返金を行いませんので、ご注意ください。